

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年11月2日(木) 午前9時30分
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (18人)

農業委員 (8名)

会長

8番 秀島 克博

1番 中島ふぢ子

2番 山口 秀行

3番 川崎 豊洋

4番 新宮 義晃

5番 池田 恵

6番 小川 龍也

7番 水田武次郎

農地利用最適化推進委員 (10名)

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

田口 健一

中島 政秀

小柳 仲雄

内田 秀敏

柳瀬 伸博

松本 広喜

欠席委員

池田 保吉

4. 議事日程

- 議案第 21号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
議案第 22号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
議案第 23号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
議案第 24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
議案第 25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理機構の売買)

5. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 永石 弘之伸
農地係長 中川 博文
主 査 西村 壽真

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第5回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、7番の水田委員と1番の山口委員さんよろしくお願ひします。</p> <p>それではさっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、 議案第21号が4件、議案第22号が2件、議案第23号が4件、 議案24号が4件、議案25号が2件となっています。</p> <p>それでは議案第21号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p>
議長	<p>お諮りします。1番、2番は借人が同一人で関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、1番、2番について一括して、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	(事務局説明)
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、小川農業委員及び木村推進委員から調査報告をお願いします。
小川委員	推進委員と共に借人にお話をお伺いしたところ、歳を取って耕作しに行くのが大変になったと。田植とか稲刈りに行くのに機械を持っていくのも大変になったので、まだ期間は残っていますが、解約したいとの事でした。
木村推進委員	小川委員の報告に間違いありません。
議長	続きまして、新宮農業委員及び池田推進委員、調査報告をお願いします。
新宮委員	現地だけ確認をさせてもらいましたが、場所はとても良いところだと思いました。それだけにもったいないというのが感想です。
池田推進委員	場所を考えると近隣の方が良いのではないかという気がしました。隣が家なので、少し離して植えなければならないとか、変形の細長い土地なので、耕作も少し大変だったのではないかと思います。
議長	調査報告が終わりました。 それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。
議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして、2番について、ご異議ご意見ございませんか。
議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、2番は原案どおり認められました。 続きまして、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(事務局説明)

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、水田農業委員及び中島推進委員から調査報告をお願いします。
水田委員	事務局の説明のとおりですが、所有権移転のための合意解約のとおりです。
中島推進委員	事務局の説明のとおりですが、この後の 5 条のところでは詳しい話をしたいと考えています。
議長	調査報告が終わりました。 それでは 3 番について、ご異議ご意見ございませんか。
議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、3 番は原案どおり認められました。 続きまして、4 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(事務局説明)
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、新宮農業委員、木村推進委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
新宮委員	これに関しては議案 24 号の 1 と 2 も関連しておりますが、借人が借りる契約をしておりましたが、家庭の事情もあり耕作が難しくなったという事で、別の方に借り人がお話をされ、その方が耕作することになるという事です。貸人については高齢で耕作は難しいです。また 24 号のところで話をしたいと思います。
木村推進委員	貸人も腰が悪く、トラクターにも乗れないので貸していたわけですが、借人も耕作が難しい状況になったと。それで別の方を探して承諾を頂いたので合意解約と聞いてます。
池田推進委員	新宮委員、木村推進委員の方向のとおりです。付け加えることはありません。

議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、4番は原案どおり認められました。</p>
議長	<p>続いて、議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、小柳推進委員から調査報告をお願いします。</p> <p>続いて、私の方から調査報告を申し上げます。</p>
小柳推進委員	<p>譲受人は30代です。譲受人の父と話をしましたが、5カ所ほどは別の方が耕作していますが、3カ所は荒れ放題です。譲受人とも話をしましたが、仕事が土日休みなのでその時に玉ねぎを耕作しようと考えていますとの事でした。</p>
議長	<p>譲渡人と話をしましたが、現在町外に家を構え、今後も戻ってくることもない為、全てを処分したいと考えていたところ、今回のお話がありましたとの事でした。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、1番は許可相当と認められました。 続きまして、2番について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	(事務局説明)
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、柳瀬推進委員から調査報告をお願いします。 続いて、私の方から調査報告を申し上げます。
柳瀬推進委員	数年前に亡くなられ、その後譲受人が作られており、何も問題はないと思われます。
議長	私の方からも報告します。こちらは中山間の補助事業でされている所で、譲受人も良くしているのですが、前々からこの土地について、借りてはどうかというのは地区の方からありましたが、難しいと言われていました。が、今回駄目だった土地について購入することが出来るとなり、今回の件につきましては良かったなと思います。よろしくをお願いします。
議長	調査報告が終わりました。 それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。
議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、2番は、許可相当と認められました。 続いて、議案第23号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(事務局の説明)
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、小川農業委員及び木村推進委員から調査報告をお願いします。
小川委員	最初に今回の申請人につきまして、実家は新しく建てようとしている土地の向かいにあります。今回家に帰るにあたり、家の向かいにある倉庫を解体し、新しい家を建てられますが、駐車スペースがないとの事で、今年4月に除外申請をされ、今回除外許可が出たため、申請しますとの事でした。

木村推進委員	小川委員と現地確認と聞き取りを行いました。内容については、小川委員の調査報告に間違いありません。
議長	調査報告が終わりました。ご異議ご意見ございませんか。
議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(事務局説明)
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、中島農業委員及び松本推進委員から調査報告をお願いします。
中島委員	現地確認を松本推進委員と行いましたが、ご自宅の真裏になっており、そこに資材を置きたいという話でした。譲渡人にも話をしましたが、内容については相違ないとの事でした。
松本推進委員	中島委員の報告に相違ありません。
議長	調査報告が終わりました。ご異議ご意見ございませんか。
議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(事務局説明) 事務局の説明が終わりましたので、調査された、水田農業委員から調査報告をお願いします。
水田委員	今回の申請に当たり、譲受人の現在の作業場を見せて頂きました。従業員を2名雇っていますが、車を入れると人間くらいしか通れないくらい間口が狭いです。また、作業小屋もウナギの寝床くらい狭く細長い状況でフ

	<p>オークリフトも使えません。</p> <p>それで、近隣は家が建って、大型工作機械を何台も持っていて作業しているとうるさい状況で、近隣の住まれている方が高齢で、朝から晩までおられるので、一時は騒音問題で仕事を辞めなければいけないのかと悩みましたが、今回、求められた場所については、数十メートル離れたところに家はありますが、騒音を気にされるほどの距離ではないです。現在畑の状況ですが、耕作されているデコポンは購入されるという事で抜根されています。</p> <p>議案書を最初見た時に少し大きいのではないかと思いましたが、土地が変形しているので致し方ないかなと思います。</p>
議長	<p>続きまして、新宮農業委員及び榊原推進委員、調査報告をお願いします。</p>
新宮委員	<p>私も現地を見に行きました。水田委員の言われる通りです。問題はないと思われます。</p>
榊原推進委員	<p>4月にある程度の伐採が終わっています。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、水田農業委員及び中島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
中島推進委員	<p>水田委員と調査を行いました。事務所建設地で10年前に売買は済んでいたけれど、諸事情で所有権移転が行えなかったという事で、今回始末書という事で報告を受けています。また、この場所について法面がありますが、この部分も適切に処理を行いたいと考えていますとの事でした。</p>

水田委員	中島推進委員の報告のとおりで補足はありません。
議長	調査報告が終わりました。ご異議ご意見ございませんか。
議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続いて、議案第24号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による貸借権及び使用貸借権設定について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。
議長	お諮りします。1番、2番は貸人が同一人で関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。
議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 それでは、1番、2番について一括して、事務局の説明を求めます。
事務局	(事務局説明)
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、新宮農業委員、池田推進委員及び木村推進委員から調査報告をお願いします。
新宮委員	議案第21号の4番目の議案と関連がありますが、前の借手が事情により耕作出来ない新しい借手2人が耕作をするとのことで、何も問題ないと思われます。
木村推進委員	借り手と貸し手と話をしましたが、新宮委員の報告のとおりです。
議長	調査報告が終わりました。 それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。

議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、小川農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします。</p>
小川農業委員	<p>榊原委員と確認を行い、再設定という事で確認を行いました。場所が場所だけに、借り手の方しか耕作出来ないと思います。</p>
榊原推進委員	<p>小川委員のとおりです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、3番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、小川農業委員及び木村推進委員から調査報告をお願いします。</p>
小川委員	<p>借り手の父と話をしました。これも再設定で、貸し手の実家が近くにあります。以前から貸し借りがあって、今回もお願いしますとの事でした。</p>

木村推進 委員	小川委員の報告のとおりです。
議長	調査報告が終わりました。 それでは4番について、ご異議ご意見ございませんか。
議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、4番は原案どおり認められました。 続いて、議案第25号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農地中間管理機構の売買について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(事務局説明)
議長	事務局の説明が終わりましたが、あっせんをされた川崎農業委員から補足説明等がありましたら願います。
川崎農業 委員	事務局の説明に問題ありません。
議長	それでは、1番についてご異議ご意見ございませんか。
議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、原案どおり認められました。 続きまして、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(事務局説明)
議長	事務局の説明が終わりましたが、あっせんをされた榊原推進委員から補足説明等がありましたら願います。

榊原推進 委員	事務局の説明のとおりです。
議長	それでは、2番についてご異議ご意見ございませんか。
議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 したがって、原案どおり認められました。
議長	以上で、本日の議案の審議ならびに協議事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。
議長	よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第5回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。おつかれさまでした。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

平成29年11月 2日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 水 田 武次郎

議事録署名者 山 口 秀 行